

令和6年度 鹿児島市営墓地 使用者募集案内書

目 次

1. 鹿児島市営墓地について 1 P
2. 申込資格等 3 P
3. 申込みから使用開始までの流れ 4 P
4. 申込方法等 5 P
5. 申込区画の決定方法 6 P
別紙 芝生区画（川上・武岡）の利用基準 8 P

【お問合せ・お申込み先】

◆ 鹿児島市役所 環境衛生課 斎園係 ◆

[住 所] 〒892-8677 鹿児島市山下町1 1 番 1 号 みなと大通り別館4階

[電 話] 099-216-1301 [FAX] 099-216-1292

[E-mail] kanei-saien@city.kagoshima.lg.jp

◆ 鹿児島市役所 環境衛生課 谷山分室 ◆

[住 所] 〒891-0194 鹿児島市谷山中央4丁目4 9 2 7 番地 谷山支所4階

[電 話] 099-269-8463

[E-mail] kanei-tani@city.kagoshima.lg.jp

1. 鹿児島市営墓地について

鹿児島市では、以下の市営墓地について毎月使用者を募集しています。各墓地の募集区画の場所や永代使用料等の詳細につきましては、別紙「鹿児島市営墓地募集区画一覧」と墓地ごとの募集区画図面をご覧ください。

墓地名	住所	管理事務所 連絡先
興国寺	冷水町4番	099-248-1471（坂元墓地管理事務所が兼任）
露重	郡元町9番	099-251-6583（郡元墓地管理事務所が兼任）
平原	唐湊4丁目21番	099-251-6583（郡元墓地管理事務所が兼任）
永吉	永吉3丁目11番	099-227-1167（草牟田墓地管理事務所が兼任）
高免	高免町220番地	—
古里	古里町232番地	—
別ヶ迫	伊敷2丁目15番	099-227-1167（草牟田墓地管理事務所が兼任）
原良	原良7丁目42番	099-251-6256（唐湊墓地管理事務所が兼任）
川上	川上町471番地	099-243-4947
星ヶ峯	五ヶ別府町1789番地2	099-264-4414
草牟田	草牟田1丁目30番	099-227-1167
郡元	郡元町9番	099-251-6583
坂元	坂元町19番	099-248-1471
宇宿	宇宿7丁目28番	099-251-6583（郡元墓地管理事務所が兼任）
唐湊	唐湊2丁目19番	099-251-6256
万田ヶ宇都	上福元町6176番地	099-260-8280
武岡	武3丁目41番	099-251-6256（唐湊墓地管理事務所が兼任）

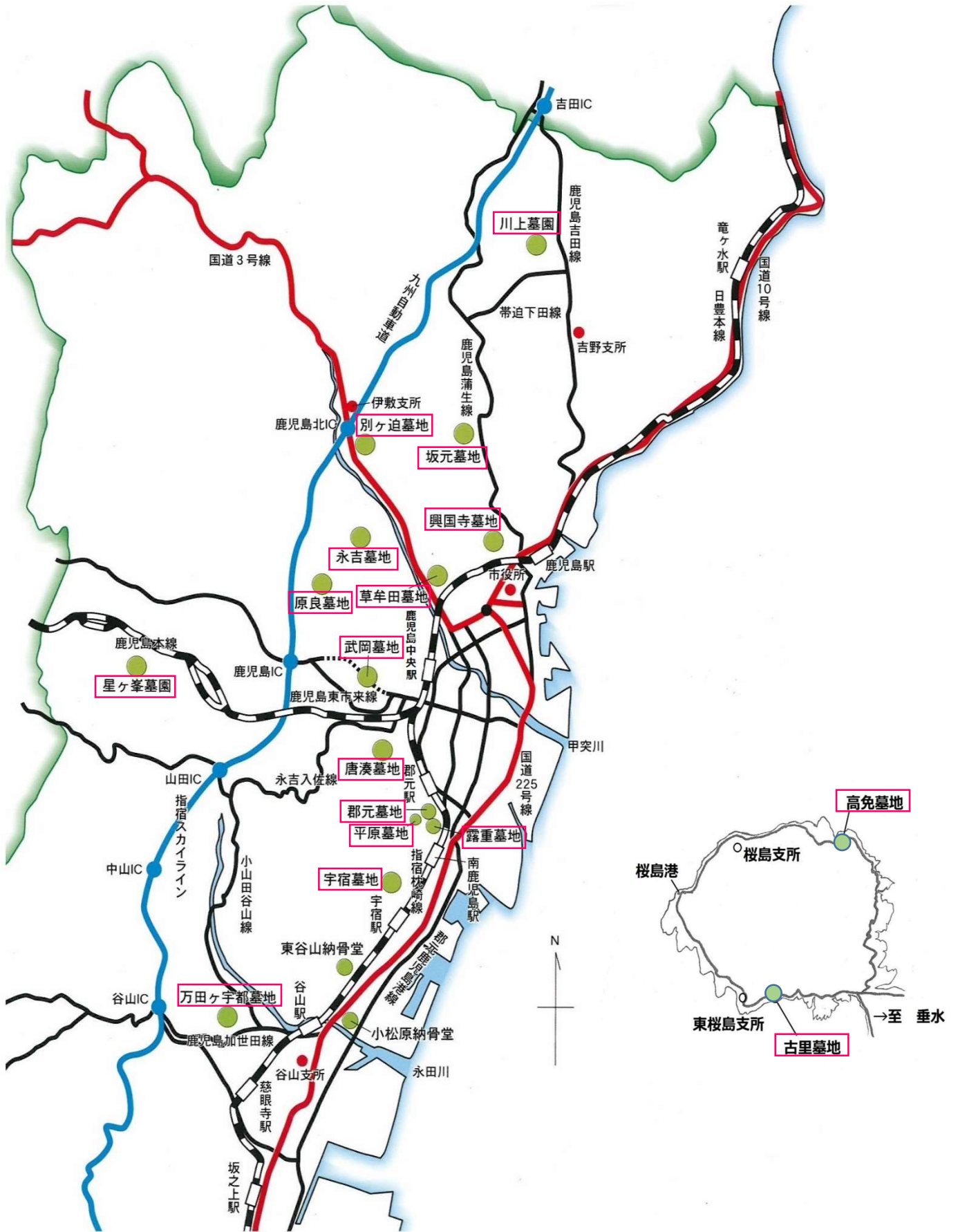
- ・ 墓地管理事務所の開所時間は8時30分～17時15分で、「友引」の日は休みです。
- ・ 墓地管理人は、次の時間帯以外は墓地巡視等で不在の場合があります。
8時30分～9時00分／13時00分～13時30分／16時30分～17時15分
- ・ 高免、古里墓地には管理人がおりませんので、御用の際は環境衛生課（099-216-1301）にご連絡ください。

※ 市営納骨堂について

市営納骨堂については、空き区画が出た場合に限り毎年8月・1月に募集します。募集の際は、市民のひろばや市ホームページで別途ご案内します。

納骨堂名	住所	管理事務所 連絡先
小松原	小松原2丁目32番3号	099-260-6138
東谷山	東谷山1丁目66番3号	099-260-6137

鹿児島市営墓地位置図



2. 申込資格等

(1) 申込資格（次の①②の両方を満たす方）

- ① 本市に住民登録をしており、申込書受付日前1年以上継続して居住している方
- ② 市内に墓地・納骨堂を持っていない方（ただし、現在使用中の共同墓地で墓地区画が崖崩れの恐れなどのある場合で当該墓地内での移転が困難である方は除きます）

(2) 使用条件

- ① 墓地の使用許可後3年以内に墓石（納骨施設）を設けること。期限内に納骨施設（墓石）が設置されない場合は使用許可を取消す場合があります。なお、使用許可を取消した場合の永代使用料はお返ししません。
- ② 使用許可後は、使用者の責任において、他の迷惑にならないよう区画内の定期的な除草等を行うこと。
- ③ 墓地返還（墓じまい）の際は、手続き後、墓石等を撤去し更地の状態で返還すること。

(3) 使用に関する注意事項

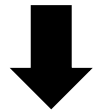
- ① 墓地については、現状でのお引渡しになります。残置物がある場合は使用者に撤去していただくこととなりますので、必ず現地をご確認の上、お申込みください。
- ② 一度納入された永代使用料は、墓石の設置の有無に関わらずお返しできませんので、ご家族と十分お話しの上、お申込みください。
- ③ 納骨施設（墓石）の設置など使用区画内の整備に要する費用は、使用者のご負担となります。
- ④ 墓地使用权は売買・譲渡または貸与することはできません。
- ⑤ 墓石建立の際には、使用許可を受けた方が例えばAさんの場合、墓石又は門柱にA家の苗字を入れていただきます。ご家族の事情等もあると思いますので、使用者と異なる苗字を入れる際には、申込時に必ずご相談ください。なお、墓石は1区画につき1基です。
- ⑥ 武岡墓地及び川上墓園の芝生区画については、芝生区画特有の整然とした美観を維持するために、利用者が設置する施設物の形状及び規格（寸法）を統一し、また、区画内の利用上の制限について基準を定めていますので、別紙「芝生区画（武岡・川上）の利用基準」を十分ご確認いただき、遵守してください。
- ⑦ 墓地使用者が亡くなった場合、祭祀継承者に使用者変更の手続きをしてください。

(4) その他

- ① 市では、墓地内での業者による勧誘行為は禁止しております。「市の指定業者である。」と名乗るなど、墓地内での勧誘行為がありましたら、鹿児島市環境衛生課（斎園係または谷山分室）までご連絡ください。
- ② 墓石はクーリングオフ（消費者側から一方的な契約の撤回や解除を無条件にできる制度）の対象となる場合があります。
- ③ 勧誘・契約等で困ったときは、早めに鹿児島市環境衛生課（斎園係または谷山分室）または鹿児島市消費生活センター（099-808-7500）にご相談ください。

3. 申込みから使用開始までの流れ

申込
(詳細は5P参照)



区画決定(抽選)
(詳細は6P参照)



使用許可申請



入金



使用許可証の交付

- 本紙「鹿児島市営墓地使用者募集要領」の記載内容及び希望する墓地区画の現地を十分ご確認の上、窓口申込、郵送申込、電子申込のいずれかの方法でお申込みください。

- 同一区画に2人以上のお申込みがあった場合は抽選を行います。抽選会への参加は任意です。
- 第1希望区画が他の申込者と重複しなかった方には、抽選日の前日までに電話で当選のご連絡をします。
- 抽選会后、全申込者に抽選結果の通知をお送りします(当選者には、決定した区画の使用許可申請書をお送りします)。

- 決定した区画について「墓地使用許可申請書」をご提出いただきます。(現在共同墓地を使用中で墓地区画が崖崩れの恐れがある等の理由で当該墓地内での移転が困難である申込者につきましては「墓地現況証明書」の添付が必要です)
- 使用許可申請書を受理しましたら、永代使用料に関する納付書をお送りします。

- 永代使用料の入金をしていただきます。(市営墓地の使用に関するお支払いは永代使用料のみで、維持管理料はいただいておりませんので、使用区画の清掃や草刈り等の維持管理は、使用者が責任を持って行ってください。)
- 一度入金された永代使用料は、墓石の設置の有無に関わらずお返しできません。
- 永代使用料の入金後、その使用料をもって別の区画に変更することはできません。変更の場合は、墓地返還手続き(返金はありません)の後、改めて申込と永代使用料が必要です。

- 永代使用料の入金を確認できましたら、墓地使用許可証をお送りします。
- 使用許可後3年以内に墓石(納骨施設)を設置してください。(墓石設置の際は事前に施設物等工事許可申請書の提出が必要です)
- 使用区画の維持管理は、墓石設置後だけでなく、墓石設置されるまでの期間についても草の刈込等を行うなどし、回りの区画に迷惑のかからないようにしてください。

4. 申込方法等

(1) 申込方法

次の①～③のいずれかの方法で申込みことができます。

① 窓口申込

申込書類をご記入の上、下記窓口へ直接お申込みください。

[受付場所] 環境衛生課斎園係又は谷山分室（住所は表紙参照）

[受付日時] (2)の募集期間のうち、土日祝日及び1月1日～1月3日を除いた日（開庁日）の8時30分～17時15分

② 郵送申込

申込書類をご記入の上、環境衛生課斎園係又は谷山分室宛てに、申込期間中に必着（消印有効ではありません）で、お送りください。（住所は表紙参照）

③ 電子申込

鹿児島県及び県内市町村による「鹿児島県電子申請共同運営システム」でお申込みください。

[U R L]

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Xw3p4Hue>

[受付日時] (2)の募集期間中はいつでもお申込みできます。



(2) 募集期間

毎月、1日～20日（窓口申込については、20日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで）に墓地使用者の募集を行います。令和6年度の募集期間は以下のとおりです。

募集月	募集期間
令和6年 4月	1日（月）～20日（土） ※ 窓口申込は19日（金）まで
5月	1日（水）～20日（月）
6月	1日（土）～20日（木）
7月	1日（月）～20日（土） ※ 窓口申込は19日（金）まで
8月	1日（木）～20日（火）
9月	1日（日）～20日（金）
10月	1日（火）～20日（日） ※ 窓口申込は18日（金）まで
11月	1日（金）～20日（水）
12月	1日（日）～20日（金）
令和7年 1月	1日（水）～20日（月）
2月	1日（土）～20日（木）
3月	1日（木）～20日（木・祝） ※ 窓口申込は19日（水）まで

(3) 申込書類

① 市営墓地使用申込書

② 墓地現況証明書（現在使用中の共同墓地で墓地区画が崖崩れの恐れなどのある場合で、当該墓地内での移転が困難である方のみ必要です）

(4) 申込に関する注意事項

- ① 同一月内にお申込みできる墓地は1カ所のみです。同じ月に別の墓地や納骨堂（募集がある場合）の申込みをすることはできません。
- ② 公平を期するため、申込期間中に各区画の申込状況をお伝えすることはできません。また、申込後に希望区画を変更することはできません。
- ③ 同一世帯からは、どなたかお一人しかお申込みできません。当選確率を上げるための複数のお申込みはご遠慮ください。（例：兄弟等で申込を行い、当選後、1名は辞退するなど）

5. 申込区画の決定方法

(1) 抽選について

同一区画に対して2人以上のお申込みがあった場合は抽選を行います。

第1希望の区画が他の申込者と重複しなかった方は抽選なしで当選となりますので、抽選日の前日までに電話で当選のご連絡をします。

電話がなかった方は、第1希望の区画が抽選の対象となります。

※当選・落選の結果は、抽選会后、すべての申込者に文書で通知します。

【区画決定方法の例】

申込者	第1希望区画 (募集番号)	第2希望区画 (募集番号)	第3希望区画 (募集番号)	第4希望 区画	第5希望 区画
Aさん	R7	R13	R4		
Bさん	R13 (当選)	R10	R8		
Cさん	R7 (当選)	R2	R9		
Dさん	R7	R6 (当選)	R10		
Eさん	R7	R6	R4 (当選)		
Fさん	R7	R10 (当選)	R5		

- ① 第1希望でR13を希望する方はBさんのみですので、自動的にBさんはR13に決定（当選）します。
- ② 第1希望でR7を希望する方が5人（Aさん、C～Fさん）いますので、抽選を行います。（この例においては、Cさんが当選とします）
- ③ 第2希望で、AさんはR13を希望していますが、Bさんが第1希望でR13に当選していますので、Aさんは第2希望（R13）も落選となります。
- ④ 第2希望でR6を希望する方が2人（Dさん、Eさん）いますので、抽選を行います。（この例においては、Dさんが当選とします）
- ⑤ 第2希望でR10を希望している方はFさんのみですので、自動的にFさんはR10に決定（当選）します。（Bさんも第2希望でR10を希望していますが、Bさんは既に第1希望で当選していますので第2希望からは除外しています）
- ⑥ 第3希望でR4を希望している方が2人（Aさん、Eさん）いますので、抽選を行います。（この例においては、Eさんが当選とします）
- ⑦ ①～⑥の手順で、第4希望、第5希望まで区画決定を行います。（具体例は省略します）
- ⑧ 第1～5希望の全てに落選した場合で、他に希望する空き区画がある場合は、翌月に申し込んでいただくこととなります。

(2) 抽選会の日程と場所

令和6年度の抽選会の日時と場所は以下を予定しております（やむを得ず日時や場所が変更になる場合があります。変更の際は、抽選対象者に連絡します）。

抽選会への出席は任意です（出席の有無が抽選結果に影響することはありません）。

抽選会では、本市職員が出席者の皆様の前で抽選を行い、区画を決定します。

募集月	<u>万田ヶ宇都・星ヶ峯</u> の抽選		<u>左記以外</u> の墓地の抽選	
	日時	場所	日時	場所
令和6年 4月	24日（水） 9時～	鹿児島市 谷山中央4丁目 4927番地 谷山支所4階 第2会議室	24日（水） 15時～	鹿児島市 山下町11番1号 本庁 みなと大通り別館 4階 401 会議室
5月	24日（金） 9時～		24日（金） 15時～	
6月	24日（月） 9時～		25日（火） 15時～	
7月	24日（水） 9時～		25日（木） 15時～	
8月	23日（金） 9時～		23日（金） 15時～	
9月	24日（火） 9時～		25日（水） 15時～	
10月	24日（木） 9時～		25日（金） 15時～	
11月	26日（火） 9時～		22日（金） 15時～	
12月	25日（水） 9時～		24日（火） 15時～	
令和7年 1月	24日（金） 9時～		24日（金） 15時～	
2月	25日（火） 9時～		25日（火） 15時～	
3月	25日（火） 9時～		25日（火） 15時～	

芝生区画（川上・武岡）の利用基準

芝生区画特有の整然とした美観を維持するために、利用者が設置する施設物の形状及び規格（寸法）を統一し、併せて区画内の利用上の制限について下記のとおり基準を定めています。

（芝生区画の施設物）

1 芝生区画の施設物の基準は次のとおりとする。

- (1) 墓碑（墓石）・墓標（銘碑）の規格は別図1、2「芝生区画基準図」の1ページの許容範囲内とする。
- (2) 墓碑、墓標、香台は各1基とし、花立ては2基とする。
- (3) 墓碑、墓標、香台及び花台は別図1、2「芝生区画基準図」の2ページの位置に設置すること。

（芝生区画内の利用の制限）

2 芝生区画内の利用は次のとおりとする。

- (1) 芝生区画内に囲障を設け、又は竹木若しくは草花等の植栽はできない。
- (2) カロート（納骨施設）は市が設置した設置物であるので、これの位置及び規格・形状等の変更はできない。
- (3) 利用敷地内には墓碑、墓標以外（置台、灯ろう等）の設置はできない。
- (4) 芝生区画は、原則、現状の状態で使用すること。

芝生の加工（人工芝への張替えや踏み板の設置等）をする場合は、施設物等工事許可申請書及び誓約書を提出し、環境衛生課の許可を得ること。

なお、人工芝は緑色に限るものとする。

【参考】カロート施設の大きさ

※事前に骨壺のサイズや個数を確認のうえ、お申込みください

